

2022年9月16日（金）

権利擁護部会

意思決定支援について

（公社）北海道社会福祉士会
釧根地区支部 多田 摩由美

成年後見制度の意思決定支援

- 意思決定支援の主体は成年後見人だけに限定されず、本人と関わるすべての人が対象となるべき。



成年後見人だけが本人の意思決定を支援していくのではなく、家族、知人、ケアマネージャー、福祉サービス提供者、医療関係者、行政関係者全ての人たちが関わっていく。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」



地域連携ネットワークによる権利擁護支援の構築を図る。



本人中心の個別チームで支援していく。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

成年後見制度利用促進基本計画

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされている。

利用者がメリットを実感できるような制度・運用とするためには。



後見人による意思決定支援の在り方について、具体的で実践可能な指針が策定される必要がある。



最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとするワーキンググループが立ち上がりガイドラインを作成した。（2020年）

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

本ガイドラインにおける基本的な考え方

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人には意思決定能力があることが推定される。
- 第2 実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 不合理にみる意思決定でも、それだけで意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 代行決定に移行しても、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動する。
- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合、後見人等は本人を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
- 第6 第5の最善に基づく代行決定は、これ以上先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限の範囲で行わなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合でも、次の場面では第1原則に戻る。

意思決定能力とは

本人の個別能力

- 意思決定に関する情報について、本人が理解すること（理解）
- 必要な情報を、本人が記憶すること（記憶）
- 本人が、選択肢を比較検討すること（比較）
- 意思決定した内容を、本人が他者に伝えること（表現）

+

支援者側の支援力

- 上記の4点を踏まえ、実践上可能な工夫や努力を尽くすことができる。
- 能力があるかないかではなく、少しずつ変化するものであると理解している。
- 本人の心身の状況は、環境によって変化することを理解している。
- 決める内容によって意思は変化することを理解している。

私たちの意思

「痩せたい」 ⇔ 「食べたい」

正反対の気持ちや矛盾する気持ちが両立することがある。

「そっとしておいてほしい」 ⇔ 「放っておいてほしい」

言葉にうまく表現できず、本心は異なることがある。

意思決定支援の主要要素

意思の形成

意思の表明

意思の実現

**信頼関係の
構築**

**人的・物的
環境整備**

意思の形成支援の確認

- 支援者の価値判断が先行していないか？
支援者の思い込みを排除する。
- 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？
内容を忘れてしまうときはその都度説明する。
- 選択肢を提示する際の工夫ができていないか？
文字や図、絵にしてみる。
ホワイトボードなどを活用する。
- 他者からの「不当な影響」はないか？
考えている最中に話しかけるなど。

意思の表明支援の確認

- 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？
 - 時間をかけてコミュニケーションを図る。
 - 重要な内容は時間をおいて再度確認する。
 - 経過や状況によって意思は変わりうることを許容する。
- 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等からみて整合性があるか？
 - これまでと異なる表明の場合はより慎重に確認する。
 - 表面上の表出にとらわれない。
- 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？
 - 以前自分の意思表示に否定的な態度をとられたことがあるなど。

意思の実現支援の確認

- 本人の能力を最大限活用できているか？
本人がその能力を最大限に活用して意思決定支援に参加することがエンパワメントとなる。
 - 意思決定支援チームが協働できているか？
チームのメンバーの意思決定能力がそろっていることが重要。
 - 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？
- ★ 実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要！！
- 「やってあげる」は意思決定支援ではなく代行支援。

信頼関係の構築

本人と支援者（後見人）との本質的な関係

★ 後見人は他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権）を有しているため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。

★ 支援者の価値観（利益、保護、安全）と本人の人間としての価値観（個人の自由、尊厳、生き方の選択）は必ずしも平等ではない。

信頼関係の構築

- 定期的な面談により本人とよくコミュニケーションをとる。
- 周囲の支援者から、本人にとって最適なコミュニケーション方法及び本人の過去、現在について情報収集する。
- 本人がこれからどうしたいか等についてよく話し合う。
- 本人の表情、感情に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から本人の好き嫌いを知る。

コミュニケーションの工夫

- コミュニケーションの特性は、障害や疾患の種類だけではなく、個人によって大きく異なる。
- 本人をよく知る人から、本人にとって適切なコミュニケーション方法についての情報を収集し、本人の表情等を観察しながら関わる。
- 最初は無理をせず、本人をよく知る人同席してもらうなど安心できる環境をつくる。

人的・物的環境の整備

人的環境整備

- ★ 周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受ける。
- 尊重する態度
 - 本人の意思を尊重する態度が基本。本人の生活史や家族関係を知っておくことがポイント。
- 信頼関係
 - 信頼関係があると、本人は意思を表現しやすくなる。
- 関係性への配慮
 - 立ち会う人によっては、本人が発言しにくい場合があるため、本人と同席者との関係性に配慮する。

人的・物的環境の整備

物的環境整備

- ★ 場所や時間帯によって、本人の意思決定は影響を受ける。
- 慣れた場所で
 - 初めての場所や慣れていない場所では、本人が十分に意思を表現できない場合がある。
- 一番力を発揮できる時間帯で
 - 緊張や混乱が一番少ない時間帯で行う。

陥りがちなミス

- 話せなければ「言葉」がないと思ってしまう。
- 言葉がなければ「意思」がないと思ってしまう。
- 意思が現れても、障害や過去の「失敗」を理由に、意思を決める能力がないと思ってしまう。

支援者側の問題にすり替わっていないか？

- サービス提供事業者の事情や利益優先
- リスクの回避（安全が保障されない）
- 情報が少ない
- 先に代行してしまう

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人には意思決定能力があることが推定される。
 - 本人には決める力があるという前提で関わる。
- 第2 実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
 - あらゆる支援を尽くす。
 - 意思決定がしやすい日時・場所を設定する。
 - 不当な影響を受けないように参加者を構成する。
 - 意思決定をするために十分な時間、情報、選択肢が与えられている。
 - 言葉使いを工夫する。
 - 理解しやすい形で情報を提供する。
 - 意思疎通の手段の工夫をする。
 - 体験の機会を提供する。
 - 本人、関係者から情報収集を行い、本人の価値観、選好、心理的状況、生活史、人間関係を把握するように努める。
- 第3 不合理にみる意思決定でも、それだけで意思決定能力がないと判断してはならない。
 - 不合理にみえる決定も尊重されるべき。

★ これらの経過の実践記録を残すこと。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 代行決定に移行しても、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動する。
- どうしても本人の意思決定や意思疎通が困難な場合は、推定意思に基づく代行決定に移行する。

推定意思を捉えるために

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、好き嫌い等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情。感情、行動から読み取れる意思について記録しておく。
- 本人をよく知る関係者が、関連情報を複合的視点で評価する。

推定意思をとらえるために

関連情報の発見や収集

- 生活環境
- 他者との関係性
- 意思表示方法
- 本人の表情・感情・行動



関連情報の評価

- 情報の確かさ
- 情報の新鮮さ
- 事実の詳しさ
- 複合的視点による吟味

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は
②見過ごすことのできない**重大な影響**を生ずる場合、
後見人等は本人を最大限尊重した、本人にとっての**最善の利益**に基づく方針を採らなければならない。
→ この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重すること。

重大な影響といえるかどうか。

- 本人の意思と他の採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益といえるかどうか。
- 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重要な影響を生ずるか。
- その発生に確実性があるか。

最善の利益のポイント

- メリットデメリットを可能な限りあげた上で比較検討する。
- 相反する選択肢の両立可能性を模索する。
- 本人の行動の自由を制限することがあっても、それを最小化し、本人の納得と同意が得られるように努力する。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第6 第5の最善に基づく代行決定は、

これ以上先延ばしにできず、
かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、
必要最小限の範囲で行わなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合でも、次の場面では第1原則に戻る。



本人には決める力があるという前提に戻る

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について

本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合



法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される。

【判断要素】

- 本人の意思と他の採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益といえるかどうか。
- 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重要な影響を生ずるか。
- その発生に確実性があるか。

★ 重大な影響が発生する可能性が高い場合

→本人の意思実現に同意しない。

最善の利益に基づく代行決定を行う。

例 他者を害する場合（権利侵害・犯罪行為）

深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復等

意思決定支援のプロセス

- 1 チームを作る。
- 2 支援のための環境を整える。
 - ・本人が安心して意思決定のできるような環境作りが大切。
 - ・意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合う。
- 3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明する。
 - ・本人が信頼しているキーパーソンによって、本人にあらかじめ説明しておくことが必要。
 - ・開催日時、場所のほか、自分で自分のことを決めていいこと、メンバーが協力すること等。
- 4 本人を交えての意思決定支援のためのミーティングを行う。
 - ・1回限りというわけではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともある。
 - ・上記1～3に戻ることもある。

日本社会福祉士会のツールにおける 成年後見人等による意思決定支援

第1ステージ

- ・意思決定支援を基本とした自己決定支援型 = 本人意思尊重



第2ステージ

- ・他者決定型 = 本人保護
- ・必要最小限の特定の法律行為については代理権等の権利行使をしなければ権利擁護ができないと判断した場合。

第1ステージから第2ステージへの移行の可視化をした。

意思決定支援の適正なプロセスの可視化をした。

→ 支援者の行為の妥当性と客観的な検証可能性を担保したもの。

「意思決定支援のためのツール」を 活用した意思決定支援の7原則

1 【本人参加】

意思決定とは、本人が自分のことを自分で決めること。自分のことを自分で決めるので、当然のことながら本人の意思決定には本人が参加していることが必要。参加とは形式的な参加ではなく実質的な参加であり、本人の状況に応じた様々な参加の形があり得る。

2 【チームによる支援】

意思決定支援とは、意思決定をするために本人が必要とする支援。本人が意思決定をするために必要な人がチームとなって支援する。本人以外の誰かが一人で決めてしまうことがないように、様々な立場の人が情報を持ち寄り本人を支援する。

3 【本人主体】

意思決定の主体は本人。支援者が本人の意見を聞かずに代わりに決めたり、支援者が良かれと考える方法を強要したり、本人に何かを決めることを強制することは意思決定支援ではない。

「意思決定支援のためのツール」を 活用した意思決定支援の7原則

- 4 【話し合いの保障】
本人を中心とした話し合いの場を保障し、話し合いの内容を記録する。
- 5 【実行と見直し】
話し合いで決まったことは、実行するように努める。実行した結果について再度話し合い、より良い方法がないか見直しをする。
- 6 【プロセス重視】
意思決定の事柄に応じて、また状況の変化に応じて、話し合い→実行→見直しのプロセスを繰り返す。一度の話し合いで結論を出す必要はない。必要に応じて何度もプロセスを繰り返すことが重要。本人を主体に必要なプロセスが丁寧に繰り返されたかを検証する。
- 7 【判断根拠の明確化】
話し合いで決まったことについて、話し合いのプロセスの何を根拠に決めたのか、その判断根拠が明確であることが必要。特に、「本人が自分で決めることは難しい」と支援者が判断した場合は、なぜ難しいと判断したかという根拠を明確にしなければならない。

意思決定支援 支援の開始

ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ

- 本人の意思決定支援に関わる関係者の状況を「ソーシャルサポート・ネットワーク」として捉え、本人との関係性を図示する。
- 本人の人生や生活、本人を取り巻く環境を深く知ること。
- 本人の意思決定には誰がどのように関わっているのか本人との関係性を分析する。
- チームにおける支援者の役割を明確にする。

「ソーシャルサポート」

本人の周りにいる他者から得るサポート、人間関係がもたらすサポート

「ソーシャルサポート・ネットワーク」

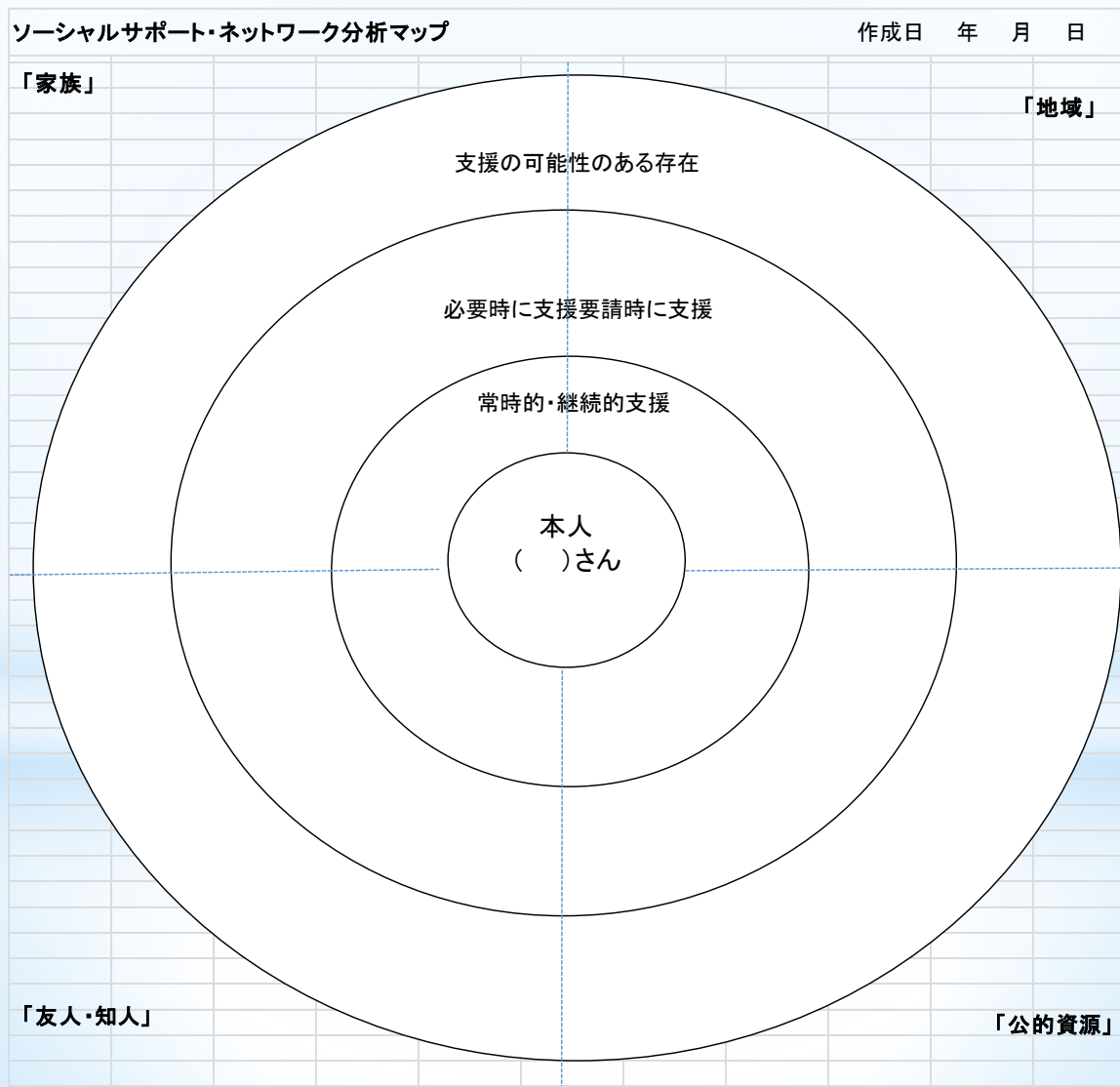
身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制

「社会的支援」

フォーマルサポートとインフォーマルサポートによるネットワークの結合

意思決定支援 支援の開始

ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ



意思決定支援 支援の開始

ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ

機能

【共感的理解】

本人の立場で感じ、考えてみる。

【主観的な評価】

サポート受ける本人が「自分にとってよいもの」「役に立つもの」と受け取る。

【ネガティブソーシャルサポート】

サポートが「本人を苦しくさせる」「身動きをとれなくさせている」ということがないように留意する。

目的

- ・本人を取り巻く人々の状況をどうアセスメントしたか。
- ・誰がどんな役割を引き受けているか、役割を期待できるか。

↓

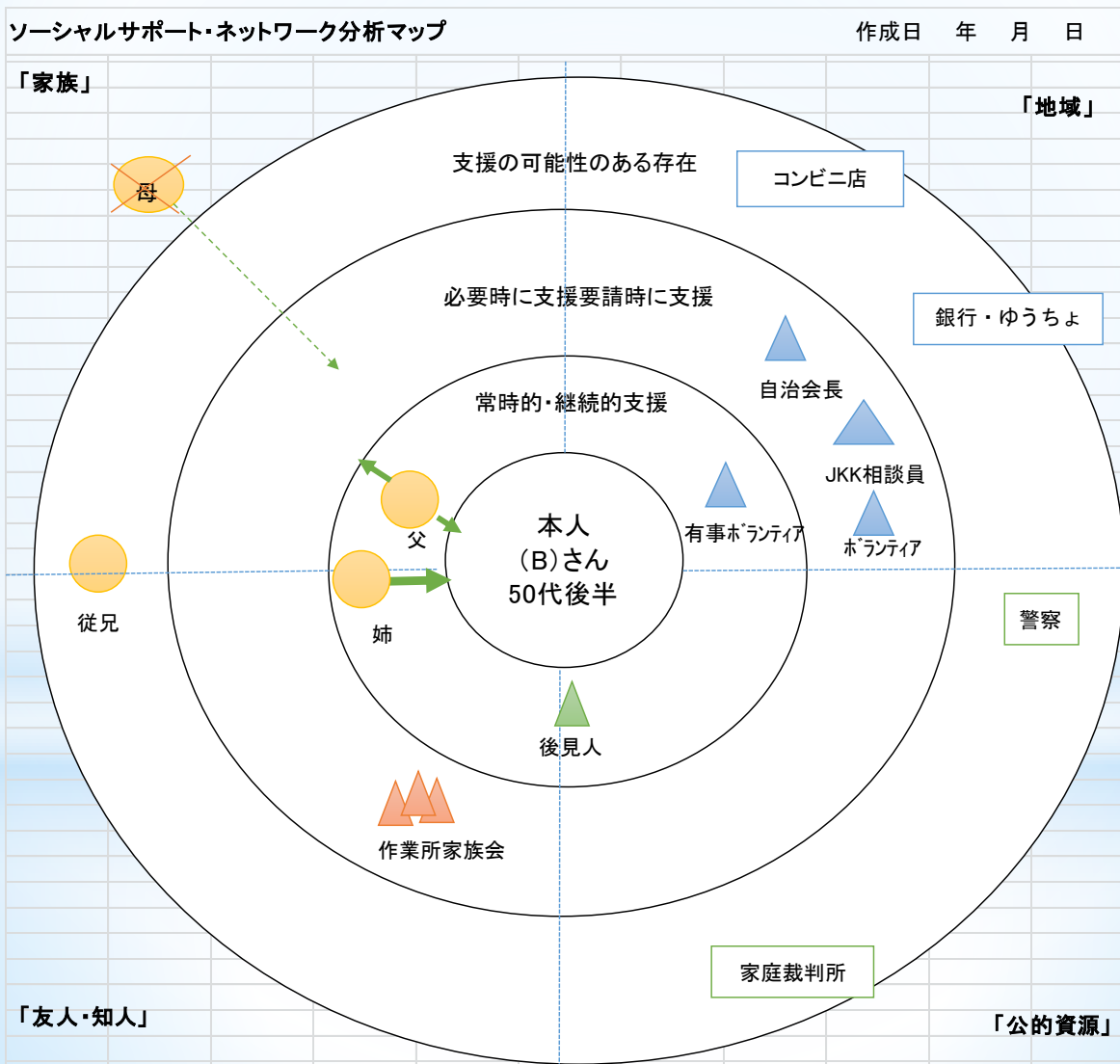
- ・本人から見ると周りの人々はどんな存在か。
- ・本人が信頼している人は誰か。

↓

- ・意思決定の支援者は誰か、意思決定の話し合いに誰が必要か。本人との関係性を考慮し、意思決定支援で各支援者が果たす役割を可視化する。

意思決定支援 支援の開始

ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ



意思決定支援 支援の開始

ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ

役割分析

必要な意思決定支援	誰が(社会的存在)	引受けている・期待されている役割
土日の支援の見直しと住民票の移動	父(家族)	場の提供、住民票移動の了解
		→心の支え
		→地位のサポート(息子として認める)
	姉(最も身近な存在)	住民票移動の了解、減免手続きの引継、帰宅時の見守り
		→本人のキーパーソン
		→モチベーションのサポート
後見人	本人への説明、公法上の手続き行使、重要書類の保管	
	→定期訪問によるサービスのモニタリング、情報のサポート	

意思決定支援 話し合い

意思決定支援プロセス見える化シート

【話し合いの基本設計】

- ・どんな事柄に関する話し合いが必要か。
- ・緊急度は高いか低いか。どの程度期間をかけて取り組むことが可能か。
- ・いつどこで行うことが適当か。
- ・参加者は誰が必要か。

【事前説明と情報収集】

- ・本人への話し合いの趣旨説明と参加依頼をいつ、誰が、どのように行うか。
- ・本人以外の参加者への話し合いの趣旨説明と参加依頼をいつ、どのように行うか。
- ・参加者への事前の情報収集が必要か。
- ・本人以外の参加者による事前の情報共有、打ち合わせは必要か。参加者以外の関係者への情報収集が必要か。
- ・本人へ提供すると役に立つと思われる情報の収集はどうか。

意思決定支援 話し合い

意思決定支援プロセス見える化シート

【環境整備と役割分担】

- ・ 本人が必要な合理的配慮は何か。
- ・ 本人が理解しやすい資料の作成を行う。
- ・ 分かりやすい情報提供の工夫を行う。
- ・ 話し合いの進行と内容の理解を分かりやすくするための「見える化」の工夫と、それに対する必要な道具を準備する。
- ・ 話し合いの司会進行役、記録役、本人の発言をサポートする役など、参加者の役割分担の確認と座り位置の確認を行う。

意思決定支援プロセス見える化シート1

目的の共有

意思決定支援プロセス見える化シート 【様式】

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 回 通算シート No

シート作成者（職名及び氏名）

今日の話し合い 年 月 日（ ） 時

今日の参加者

支援者から見た「課題」ではなく、本人の「思い」を文章にする。

意思決定支援プロセス見える化シート1

目的の共有

さんの考え（このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望）

--

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見

意思決定をする内容
について表明された
本人の思い、希望、
願いを正確に記録す
る。

意思決定支援プロセス見える化シート1

目的の共有

- ・どんな意思決定を支援するのか確認する。
- ・本人の思いを聴き、支援者の考えを述べる。

※ テーマ設定は本人の思いを本人を主語に、本人にそのまま語りかけられる言葉で書いてみる。

意思決定支援プロセス見える化シート2

本人との共同作業

今日これから話し合うこと

これから検討することを支援する観点から記載する。
一度の話し合いで結論を出す必要はない。

さんの ができるか、その方法と誰

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難し
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

話し合うことについて、
どうすればそれが実現できるか、実現のために何を検討する必要があるかなど、考えられる方法を本人と一緒に考える。

意思決定支援プロセス見える化シート2

本人との共同作業

さんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

さんが自分で決めるのが難しい場合の状況

さんの について、いつまでに決める必要があるか

さんの について、後見人等が代理権等を行使する必要があるか。ある場合、その理由は何か

意思決定支援プロセス見える化シート2

本人との共同作業

考えられる選択肢の検討

→本人による選択の支援

→ 緊急性・法的権限行使の必要性の検討

- ・話し合いの中核となるのは本人との共同作業であるということ。
- ・シート1の本人の思いに沿って何を話し合うのかを具体的に決める。
- ・誰が何をどのように伝えた時に、本人からどのような反応があったのか、本人の希望や思いを正確に記載する。

意思決定支援プロセス見える化シート3

確認と振り返り

さんの

について、今日決まったこと

--	--

誰が	いつまでに、何をやるのか

今日決まったことを記載する。シート2と内容が変わっていることもある。決められなかった場合は、その結果を記載する。

今日決まったことを本人にわかりやすく説明し、本人の意向に沿う内容かどうか確認する。説明したことに対する本人の言葉や反応を具体的に記載する。

意思決定支援プロセス見える化シート3

確認と振り返り

やってみてからもう一度考えるのは 年 月 日

実施結果

課題

⇒再アセスメントの必要性 有り 無し

課題がある項目は
チェックをせず、次
の話し合いに繋げる。

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？ 後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

意思決定支援プロセス見える化シート3

確認と振り返り

今日決まったことの確認

→本人の説明と同意の有無の確認

- ・ 今日決まったことを本人及び参加者で確認し、本人に説明し、その反応を記録する。
説明＝同意ではない。
- ・ 本人の同意が得られたと言えるかどうかの判断根拠となる。
- ・ 今日の話し合いが意思決定支援の話し合いになっていたか、本人の話を聴いたか、分かりやすく説明したか、誰が何を決めたのかを振り返り、次の話し合いに繋げる。

- 引用
- 2020年度意思決定支援セミナー
- アセスメントシート様式の説明
日本社会福祉士会 意思決定支援プロジェクト 大輪典子
- 日本社会福祉士会のツールの解説
日本社会福祉士会 権利養護センターぱあとなあ運営協議会
意思決定支援プロジェクト委員